

I. 監査の概要

1. 監査の対象団体及び財政援助額

公益社団法人斑鳩町シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）の平成 29 年度から令和 2 年度までの決算及び令和 3 年度上半期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで）の財政援助に係る出納その他の事務の執行、並びに斑鳩町住民生活部福祉課の財政援助に係る事務の執行について監査した。

財政援助（補助金）額等の年度推移

（単位：千円）

	補助金額	精算後の確定額	戻入金額
平成29年度	9,541	9,541	0
平成30年度	11,739	11,739	0
令和元年度	12,339	12,339	0
令和2年度	12,339	12,339	0
令和3年度（予定）	12,339	—	—

※ 斑鳩町から交付の補助金は、年度末に精算されて、余剰金があれば戻入される。

2. 監査の執行日

令和 3 年 11 月 25 日

3. 監査した監査委員

佐伯知輝、中川靖広の 2 名により監査を執行した。

4. 監査の手続等

シルバー人材センターに対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について、同団体から提出された関係資料、提示のあった帳票及びその他証憑書類に基づいて、帳簿突合、質問等の通常の監査手続及び必要と認めたその他の監査手続を執行した。

また、斑鳩町住民生活部福祉課の財政援助の支出にかかる事務の執行について、同課から提示のあった関係資料等に基づいて、質問及び必要と認めたその他の監査手続を執行した。

なお、監査執行の前に、10 月 22 日から 11 月 10 日にかけて、シルバー人材センターにおける 2 日間の現地調査を含む予備調査を実施した。

Ⅱ. 監査の結果等

1. 対象団体の概要

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 37 条に基づいて設置された団体である。定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業、またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及び高齢者に対して組織的に提供すること等により就業を援助し、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することが目的である。

平成元年 11 月に斑鳩町シルバー協会として発足し、平成 5 年 11 月に法人化により、社団法人斑鳩町シルバー人材センターに名称変更し、その後平成 23 年 4 月に公益社団法人となり、現在に至っている。

事務局の住所は、斑鳩町小吉田 2 丁目 2 番 24 号 (通称 シルバーワークプラザ) である。

2. 対象団体の監査の結果

シルバー人材センターに対する財政援助にかかる出納その他の事務は、監査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

3. 町補助金の支出に対する監査の結果

斑鳩町住民生活部福祉課の同団体に対する財政援助の支出にかかる事務は、適正に執行されていると認められた。

4. 対象団体の運営状況等

今回の監査は、シルバー人材センターに支出している町補助金が、適正かつ効率的に使用されているかを判断することが目的である。補助金は本来、会費、事業収益等の不足を補填するものであるが、シルバー人材センターには、町補助金と同額の国庫補助金があり、また、町補助金を限定された特定の科目の支出に充当していないので、明確な区別が難しい場合もあることから、会計全般を監査の対象範囲とした。

高齢化社会が進行しており、高齢者数が増加しているが、シルバー人材センターの会員数は、平成 15 年度の 390 人をピークとして減少傾向にあり、令和 2 年度末では 235 人となっている。会員数の減少は全国的な傾向となっていて、他のシルバー人材センターでも、平成 15～20 年をピークとして減少傾向にある。これは、個人の意識の変化の他に、企業等の定年延長や再雇用等により、高齢者を積極的に雇用する方針が拡大されていることも、会員数の減少理由の一つであると考えられる。

会員・事業等件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
会員数（人）	266	259	251	235
請負事業（主に町・個人）				
受託件数（件）	2,545	2,638	2,490	2,199
就業延人員（人日）	25,353	26,261	25,474	23,817
契約金額（千円）	92,868	97,534	96,495	87,955
派遣事業（主に企業）				
受託件数（件）	33	28	33	24
就業延人員（人日）	4,011	2,594	2,914	2,688
契約金額（千円）	16,492	10,352	12,136	11,501

会員数は減少しているが、上記の通り平成 29 年度から令和元年度までのシルバー人材センターの3年間の請負事業と派遣事業の契約金額の合計は、毎年、約1億900万円で大きな増減はない。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあって、合計9,945万6千円となり、約1,000万円（約9%）減少しているが、今後、新型コロナウイルス感染が収束して、縮小した事業等が再開になれば、過去の実績程度に回復するものと予想される。

ただし、会員の減少がこのまま続くなれば、事業の新規受注だけではなく、現在受注している事業の継続も困難になってくる。会員数の増加が、早急に対応の必要な案件であり、また最大の課題でもある。シルバー人材センターとしても、活発に取り組まれているが、現時点では、会員数の増加に結びついていない。

資料1は、平成29年度から令和2年度の正味財産増減計算書の推移である。

シルバー人材センターの経常収益には、町補助金及び国庫補助金以外に、受託事業収益と労働者派遣事業等受託収益がある。受託事業収益は、毎年、経常収益の約80%前後であり、大きな割合を占めている。

経常収益において大きな変化があったのは、令和元年度と令和2年度の受託事業収益の比較である。9,649万5千円から8,795万5千円への減少は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、受注件数が減少になったことが理由である。よって、一日も早い新型コロナウイルスの鎮静化が望まれる。

経常費用において大きな変化があったのは、平成29年度と平成30年度の人件費、臨時雇賃金及び諸謝金の比較である。人件費の1,070万4千円から1,381万8千円への増加は、平成29年度途中に雇用した正職員が、1年間の出勤になったことが理由である。臨時雇賃金が117万1千円から529万7千円へ増加し、諸謝金が612万4千円から108万円への減少は、厚生労働省の方針と指導により、嘱託職員の人件費の支出が、諸謝金から臨時雇賃

金へ変更になったことが理由である。

また、令和元年度まで、諸謝金から就業開拓推進員へ108万円を支出していたが、退職により令和2年度以降の支出はなくなっている。

資料2は、令和2年度上半期と令和3年度上半期の正味財産増減計算書の比較であるが、国庫補助金の622万5千円から0円への減少は、令和3年度の入金が令和2年度よりも遅れて、10月になったことが理由である。このことは、経常収益計及び当期経常増減額の減少にも影響している。

資料3は、平成29年度から令和2年度の貸借対照表の推移であるが、資産の部及び負債の部の両方において、各年度とも著しい変動は生じていない。

資料4は、令和2年度上半期と令和3年度上半期の貸借対照表の比較であるが、普通預金の1,327万1千円から757万5千円への減少は、資料2の説明で述べたように、国庫補助金の入金が遅れたことが理由である。未収金の811万6千円から596万1千円への減少は、請負事業高の減少と入金日の関係が理由である。

仮受金の104万8千円から△6千円への減少は、4～7月の受託事業収益のうち、受取事務費の全額を法人会計に充当するという事務処理方法の影響による一時的なものである。

よって、一般正味財産の1,395万9千円から753万円への減少について、事業・経理等の問題が発生しているとは認められない。

以上のことから、シルバー人材センターは、令和2年度の場合、経常収益1億1,422万6千円うち、2,467万8千円(21.6%)が補助金であり、内訳は町補助金1,233万9千円と国庫補助金1,233万9千円となっている。

資産は、大部分が銀行の預金であり、内訳は普通預金1,209万3千円と事務所設備修繕積立資産の120万円となっている。なお、借入金や起債等は、将来の償還が予定されて運営の負担となるが、両方とも存在していない。また、未収金の455万8千円と未払金の476万7千円を計上しているが、全て翌年度の早期に解消されている。

結果として、令和2年度の正味財産期末残高は1,287万8千円となっており、毎年、正味財産期末残高は約1,200万円を計上されていることから、年度当初に資金繰り等が困難になることもなく、良好な運営状況が継続していると考えられる。

Ⅲ. 報告書に添える意見

監査の概要及び監査の結果は以上のとおりであり、平成 29 年度から令和 3 年度上半期までに、特に留意すべき事項は発生していない。また、内部管理面においても、概ね適正な執行が行われているものと認められ、重大なリスクにつながるような点は見当たらないと考えられる。

事務執行上で、改善の余地があると思われる細かな事項があるが、近隣のシルバー人材センターの処理方法を調査し、公益社団法人奈良県シルバー人材センター協議会等の関係機関に相談するなどして解決し、今後も高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりの向上に励んでももらいたいと考える。

よって、今後の事業のために、次の点を述べておく

1. 消費税の適格請求書等保存方式について

令和 5 年 10 月から、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が予定されているため、シルバー人材センターは、免税事業者との取引について、消費税に係る仕入税額控除が認められなくなることに留意しなければならない。

現行法では、シルバー人材センターは、会員に支払う配分金に関する消費税の計算において、課税標準額に対する消費税額から仕入税額の控除を行うが、受取配分金と支払配分金が同額であることから、消費税の納税が計上されない制度になっていた。

しかし、インボイス制度の導入後では、免税事業者である会員は、適格請求書を発行できないため（ただし、消費税課税事業者となることを選択し、適格請求書発行事業者としての登録申請をしたならば、適格請求書は発行できるようになる）、シルバー人材センターは、会員に支払う配分金に関する消費税の計算において、仕入税額の控除を行うことができなくなるため、消費税相当額を負担することになると予想される。

よって、インボイス制度の導入は、シルバー人材センターの事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、今後の安定的な事業の推進のために、新たな方策の検討等が必要であると思われる。

2. 同一労働同一賃金について

短期間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）が示され、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）が成立し、令和 2 年 4 月から適用になっている。

シルバー人材センターにおいても、臨時職員及び嘱託職員を雇用していることから、ボーナス支給等の待遇改善について、検討が必要であると思われる。